

QT PRO Cloud サービス
利用規約

Ver1.0

2026年3月1日
株式会社QTnet

第 1 章 総 則

第 1 条（取扱いの準則）

当社は、この「QT PRO Cloud サービス利用規約」（以下「利用規約」という。）を定め、これに基づき QT PRO Cloud サービスを提供します。

第 2 条（利用規約の変更）

1. 当社は、この利用規約を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。
2. 当社は、この利用規約を変更するとき、当該変更により影響を受ける契約者に対して、当社の定めた方法により、その内容を通知します。

第 3 条（用語の定義）

本規約で使用する用語の意味は次の通りとします。

用語	用語の意味
本サービス	当社が提供する「QT PRO Cloud サービス」を指します QT PRO Cloud サービスは BBIX 株式会社（以下、「BBIX」という）が提供する「OCX Compute Fabric」（以下、「OCF」という）を当社が契約者へ再販提供するものになります また、BBIX が本サービス用設備の機能又は容量を提供するサービスのうち、当社が提供するサービスの内容を詳細に記載した別紙文書（以下、サービススペックシートという）に記載したサービスを提供します
OCF	BBIX のサービスである OCX Compute Fabric の略称 OCX のネットワークインフラと株式会社アイディーシーフロンティアのクラウド技術を融合し、各地域のデータセンター（エッジ）にクラウド基盤（仮想サーバーやストレージ等の基盤）を分散配置した分散型クラウドサービスになります。
OCX	BBIX のサービスである Open Connectivity eXchange の略称

	日本全国の OCX パートナーが運営するデータセンター上に展開している OCX ノードを介して、AWS (Amazon Web Service) 等の複数のクラウドサービスプロバイダーと契約者を接続するためのクラウド型ネットワークプラットフォームサービスになります サービス仕様については“OCX ドキュメントサイト” (https://docs.ocx-cloud.net/docs/intro)の通りです
OCX パートナー	OCX のフランチャイズに加盟し、OCX の接続拠点となり販売協業している法人
FC パートナー	OCF のフランチャイズに加盟し、OCF の接続拠点となり販売協業している法人
SGW	本サービスと契約者が利用する当社のサービス間を接続する設備であるサービスゲートウェイの略称 本サービスと接続可能な当社サービスの種類は、当社が別に定めるものに限りです
OCF コンソール	契約者等が本サービスの設定の管理、並びにアクセスログ等の証跡管理を行う際の操作画面及びその機能をいいます
契約者	当社と本サービスにかかる契約を締結した者をいいます
契約者等	当社及び契約者をいいます
サービス料金	本利用契約に基づき本サービスの利用の対価として契約者が当社に支払う料金（初期費用、時間従量課金、月額上限料金及びその他料金のすべてを含みます）
本サービス用設備等	本サービスを提供するにあたり、BBIX と当社が提供するハードウェア等（コンピュータ・サーバ、ストレージ、電気通信設備その他の機器を含むがこれらに限定されません。以下同じ）、及びソフトウェア等（OS、ミドルウェア、各種アプリケーション・ソフトウェア、コンテンツ、データベース類を含む）がこれらに限定されません。以下同じ
データ等	契約者等から提供、送受信及び登録された

	データ並びに情報等（本サービスの利用により契約者等以外の第三者から契約者等に対して提供、送信されたもの及び第 22 条（秘密情報の取り扱い）第 1 項に定める秘密情報を含みます。）。
大量通信等	DoS 攻撃、DDoS 攻撃等のサイバー攻撃、マルウェア感染拡大、迷惑メールの大量送信、壊れたパケット等
OCF リソース	本サービス設備等のうち BBIX が提供するもの

第 2 章 利用契約

第 1 節 通 則

第 4 条（契約の単位）

当社は、お客さまから提出された利用申込書毎に、1 つの利用契約を締結します。

第 5 条（最低利用期間）

1. QT PRO Cloud サービスの最低利用期間は、課金開始日から起算して 1 ヶ月を最低利用期間とします。但し、専有クラスターの場合は最低利用期間を 3 年とする。
2. 最低利用期間の途中解約の場合は、契約者は残存期間分の料金を一括して当社に支払う。

第 6 条（提供区域）

QT PRO Cloud サービスの提供区域は、日本国内とします。

第 7 条（サービスの定義等）

QT PRO Cloud サービスは、次の文書によりサービス内容の詳細を定義します。

サービススペックシート

当社が提供するサービスの内容を詳細に記載した文書

第 2 節 利用申込等

第 8 条（利用申込）

1. 本サービスの申込に際して、本利用規約の内容を承諾した上で当社が別に定める利用申込書を当社に提出するものとします。ただし、第 25 条第 3 項の規定による場合を除きます。

2. 利用申込書の提出にあたっては、当社指定の第三者による取次ぎを認めないものとします。

第 9 条（利用申込の成立等）

1. 利用契約は、当社が利用申込を承諾したときに成立するものとします。
2. 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 利用申込に係る QT PRO Cloud サービスの提供が技術上著しく困難な場合
 - (2) 申込者が、その利用申込に係る契約上の義務を怠るおそれがあることが明らかな場合
 - (3) 申込者が、第 16 条（提供の停止）第 1 項に該当する場合
 - (4) 利用申込書に虚偽の記載があった場合
 - (5) その他、前各号に準ずる場合で、当社が利用契約の締結を適当でないと判断した場合
3. 当社は、前項の規定により利用申込を承諾しない場合は、申込者に書面でその旨を通知するものとします。

第 3 節 契約事項の変更等

第 10 条（契約事項の変更）

1. 契約者は、契約の内容の変更を希望する場合は、当社が別に定める書面により当社に届け出るもしくは、OCF コンソール画面にて変更申込手続きを行うものとします。
なお、OCF コンソール画面上で変更手続きが可能な範囲は別紙サービスポリシーシートの通りとする。
2. 契約の変更を行った場合、前項の申込に対して当社が承諾した時点で成立します。なお、OCF コンソール画面からの申込みの場合は OCF コンソール画面上で変更申込承諾の通知を発信した時点、書面による申込みの場合は当社が申込書の受領確認通知を発信した時点をもって承諾とみなします。
3. 当社は、前項の届出があった場合、前条（利用申込の成立等）の規定に準じて取り扱うものとします。
4. 当社が第 1 項の届出を承諾し、契約の内容を変更した場合、変更部分の課金は、変更部分の提供開始日を課金開始日とします。

第 11 条（権利譲渡の禁止）

契約者は、利用契約に基づき QT PRO Cloud サービスの提供を受ける権利等、この契約に係る一切の権利を第三者に譲渡することはできないものとします。但し、当社が特別に認める場合は、この限りでないものとします。

第 12 条（契約者の地位の承継）

1. 契約者である法人に合併による地位の承継があった場合は、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、承継したことを証明する書類を添えて、承継の日から 30 日以内にその旨を当社に

通知するものとします。

2. 当社は、前項の通知があった場合に、承継した法人が第 9 条（利用契約の成立等）各項のいずれかに該当する場合は、書面で通知することにより承継した法人との契約を解除することができるものとします。

第 13 条（商号等の変更）

1. 契約者は、商号、又は住所に変更があった場合、速やかに書面で当社に届け出るものとします。
2. 当社は、前項の届出があった場合、契約者にその事実を証明する書類の提出を求めることができるものとします。

第 4 節 利用の制限等

第 14 条（非常時等における利用の制限）

1. 当社は、天災地変、大量通信等不可抗力その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保、秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限し、又はこれを停止する措置を取ることがあります。
2. 前項に定めた事由が生じたことにより、本サービス利用契約の目的を達成することができないときは、契約者は本サービス利用契約を解除することができます。この場合、当該解除は契約者の通知が当社に到着した日に効力を発するものとします。
3. 当社は、契約者が本規約別紙サービススペックシートに記載された仮想ルーター接続オプションを利用してインターネット接続を行う場合、通信利用を制限することがあります。当該制限の内容は、当社が別に定める「コンピュータ通信網サービス契約約款」第 49 条（通信利用の制限）第 4 号から 10 号の規定を準用します。

第 15 条（提供の中止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、QT PRO Cloud サービスの提供を中止できるものとします。
 - (1) サービスの提供に必要な設備等に対し、保守・工事等やむを得ない場合
 - (2) BBIX が OCF の提供を中止することにより、本サービスの提供が困難になった場合
 - (3) その他、当社が必要と認めた場合
2. 当社は、前項第 1 号の規定により QT PRO Cloud サービスの提供を計画的に中止する場合、契約者に作業日の 4 週間前までに OCF アカウントポータルから BBIX よりメール通知及び OCF アカウントポータルへの情報掲載がされます。また、緊急のメンテナンス(脆弱性対応、不具合対応)によりサービスの提供を中止する場合は、契約者に OCF アカウントポータルからメール通知及び OCF アカウントポータルへの情報掲載がされます。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではないものとします。
3. 当社が事前に契約者に通知することなく、QT PRO Cloud サービスを中止した場合、当社はサービス

スペックシートに記載する基準に基づいて契約者にその旨を通知するものとします。

第 5 節 提供の停止

第 16 条（提供の停止）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、その契約者に対する QT PRO Cloud サービスの一部又は全部の提供を停止することができるものとします。
 - (1) QT PRO Cloud サービスの料金、割増金又は遅延損害金等を請求書に指定した支払期日を経過しても支払わない場合
 - (2) 申込、その他の利用契約に係る手続きに際して虚偽の事項を記載したことが判明した場合
 - (3) 第 23 条（第三者に対するサービスの提供）の規定に違反した場合
 - (4) 第 19 条（契約者の義務）の規定に違反した場合
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、この利用規約に違反する行為で、当社の業務遂行 又は当社のサービス提供に必要な設備に対して支障を及ぼす若しくは、及ぼすおそれのある行為をしたと当社が判断した場合
 - (6) 契約者が支払いを停止した場合
 - (7) 契約者が仮差押え、差押えを受け、民事再生手続、破産、会社更生手続の 申立てを自ら行いまたはその申立てを受けた場合
 - (8) 契約者による QT PRO Cloud サービスの利用、又は QT PRO Cloud サービスを利用した情報の発信を禁止する旨の決定が裁判所等によりなされた場合
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、契約者の利用態様が、当社又は他の契約者の利益を損なうおそれがあると当社が判断し、その利益保全のために他に 取りうる効果的な手段がない場合
2. 当社は、前項の規定により QT PRO Cloud サービスの提供を停止する場合、予め実施期日及び実施期間を当社が定める方法で契約者に通知します。但し、通知が事実上不可能な場合及び緊急やむを得ないと当社が判断した場合、当社は契約者に通知することなく QT PRO Cloud サービスの提供を停止することができるものとします。
3. 本条の QT PRO Cloud サービス提供停止の実施期間中又は満了時に、QT PRO Cloud サービスの提供を再開するに当たっては、その契約者に、停止事由が解消され再発のおそれがないことを約する書面を当社に提出していただく場合があるものとします。

第 6 節 契約の解除等

第 17 条（当社が行う利用契約の解除）

1. 当社は、契約者が前条（提供の停止）の規定により QT PRO Cloud サービスの提供を停止されてもなお、同条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、利用契約を解除することができるものとします。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、契約者が前条（提供の停止）第1項各号のいずれかに該当し、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと判断した場合は、提供の停止をすることなく直ちに利用契約を解除することができるものとします。
3. 当社は、前二項の規定により利用契約を解除しようとする場合は、書面により契約者にその旨を通知するものとし、その効力は、当社の発した解約通知が契約者に到達した時点に発生するものとします。

第18条（契約者が行う利用契約の解除）

1. 契約者は、1ヶ月前までに書面で当社に通知することにより、課金単位月の末日付で利用契約を解除することができるものとします。また利用契約を解除するにあたり、契約者は利用終了日までにOCFリソースの削除を実施するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、契約者は、第14条（非常時における利用の制限）又は第15条（提供の中止）に規定する事由が生じてQT PRO Cloud サービスを利用できなくなった場合において、利用契約の目的を達することができないと判断した場合、当社に書面で通知することによりその利用契約を解除することができます。この場合、利用契約の解除は、当社に通知が到着した日に効力を発します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第2条（利用規約の変更）第3項の規定によりQT PRO Cloud サービスの一部が廃止される場合、廃止の日までに契約者が契約事項の変更を行わず、その廃止によって利用契約に係るQT PRO Cloud サービスの提供が不可能となるときは、廃止の日その利用契約の解除があったものとします。

第7節 契約者の義務等

第19条（契約者の義務）

1. QT PRO Cloud サービスの利用にあたり、次の行為を禁止するものとします。
 - (1) 公序良俗に反する行為
 - (2) 犯罪行為又は犯罪の恐れがある行為
 - (3) 他人の著作権を侵害する行為
 - (4) 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為
 - (5) 他人の名誉を毀損しあるいは誹謗中傷する行為
 - (6) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、または掲載する行為
 - (6) Web ページ運用の際、リンク先のデータの所有者から承諾を得ずに第三者のデータへリンクを行う行為
 - (7) サーバに対して著しく高い負荷をかける行為等、QT PRO Cloud サービスの運営に支障をきたす行為

- (8) 当社が別途通知するご利用上の注意事項等に違反する行為
 - (9) QT PRO Cloud サービスに関する情報を開示する行為
 - (10) その他、法令に違反する行為
 - (11) 前各号のほか QT PRO Cloud サービスの運営を妨げ、又は当社の信用を毀損する行為
2. 契約者は、QT PRO Cloud サービスの利用にあたり他のネットワークを経由して通信を行う場合、經由するすべてのネットワークの規則に従うものとします。
 3. 契約者は、他の契約者と共に円滑に QT PRO Cloud サービスを利用するために、共有するサーバなど設備の良好な運用維持に協力するものとします。
 4. 契約者は、QT PRO Cloud サービスの利用に必要な範囲で契約者の関係会社および協力業務委託先等に、本サービスに関する情報を開示できるものとします。この場合、契約者は秘密情報であることを明示し、正常な目的以外には使用しないなど、必要な機密漏洩防止策を講じるものとします。

第 20 条（契約者の設備等）

QT PRO Cloud サービスを利用するために必要な機器（別途サービススペックシートに定める当社から提供する機器以外の機器）、ソフトウェア、閉域回線サービス、インターネット接続サービス等は、この利用規約に基づき当社が提供するものを除き、契約者が自己の費用と責任において準備するものとします。

第 21 条（情報の取り扱い）

1. 契約者は、契約者が利用するサービス領域（以下「契約者のサービス領域」という。）内における一切の行為及びその結果について、その行為を契約者がなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。
2. 当社は、契約者が登録したデータについて、何ら保証せず、責任を負わないものとします。
3. 契約者は、契約者のサービス領域内に係る紛争等は自己の責任において解決するものとし、当社又は第三者に迷惑を掛けず、何らの損害を与えないものとします。

第 22 条（秘密情報の取り扱い）

1. 本利用規約において「秘密情報」とは、本利用契約により、契約者及び当社それぞれが知りえる相手方の内部情報、技術情報、システム及びノウハウ等の情報をいい、秘密情報である旨の明示の有無及び媒体（書面、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスク等）に記載されているか否かを問いません。
2. 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報に該当しません。
 - (1) 情報を受領する前に、既に公知となっていた相手方の情報

- (2) 情報を受領する前に、自らが既に知っていた相手方の情報
 - (3) 情報を受領した後に、自らの責めに帰すべからざる事由により公知となった相手方の情報
 - (4) 第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
 - (5) 相手方の秘密情報と無関係に独自に開発した情報
3. 契約者及び当社は善良なる管理者としての注意義務をもって秘密情報を厳重に保管及び管理し、自己の役員又は従業員（正社員、契約社員、派遣社員等を含むがこれらに限りません。本条において、以下「本件従業員等」といいます。）であって本業務に従事し当該秘密情報を知る必要がある者に限り、その必要な範囲内でのみ、これを開示するものとします。また、契約者及び当社は、本件従業員等に対して本サービス利用契約に基づき自己の遵守すべき義務と同等の義務を負担させ、これを遵守させるものとし、本件従業員等の行為について全責任を負うものとし、

第 23 条（再販売の禁止）

1. 契約者は、QT PRO Cloud サービスを利用して、第三者に本サービスを再販売することを禁止します。

第 3 章 料金等

第 24 条（料金等）

1. QT PRO Cloud サービスの料金及び関連費用（以下「サービス料金」といいます。）は、別紙料金表で定める金額とします。
2. 当社は、QT PRO Cloud サービス契約者がその QT PRO Cloud サービス利用規約に基づき支払う料金を暦月に従って計算します。
3. 契約者は月単位で発生する料金及び初期費用について第 27 条（料金等の請求及び支払い）に定める期日と支払い方法で当社へ支払うこととする。
4. 契約者が当社に対して料金等を支払う場合、支払いを要する金額は、前項の料金等の額に消費税相当額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額をいいます。以下同じとします。）を加算した額とします。

第 25 条（初期費用の支払義務）

1. 契約者は、利用開始月の翌々月の月末までに QT PRO Cloud サービスの初期費用を当社に支払うものとし、
2. 契約者は、第 10 条（契約事項の変更等）の規定により利用契約の内容を変更した場合、その変更に係る初期費用を当社に支払うものとし、
3. QT PRO Cloud サービスを OCF コンソールで契約者が直接申込した場合、本サービスの初期費用を当社に支払うことに合意したものとします。

第 26 条（時間従量課金及び月額上限料金の支払義務）

1. 別紙料金表にて定める時間従量課金については利用時間に応じた料金のお支払いが月単位で発生します。
2. 別紙料金表にて定める月額上限料金は利用時間に応じて料金が加算されますが、当該月の利用時間が料金項目ごとに定める上限時間に達した場合は定額でのお支払いになるもので、月単位で発生します。
3. 契約者は、QT PRO Cloud サービスの課金開始日から契約を解除または終了する日までの間、当社に QT PRO Cloud サービスの前 2 項に定める料金を支払うものとします。
4. 契約者は、第 16 条（提供の停止）の規定により QT PRO Cloud サービスの提供が停止されている間の前 1 項及び 2 項に定める料金について、前項の支払義務を負うものとします。

第 27 条（料金等の請求及び支払い）

1. 当社は、当社が定める方法により QT PRO Cloud サービスの料金等を契約者に請求します。
2. 前項の定めにより料金等の請求を受けた契約者は、ご利用月の翌々月までに、当社が指定する金融機関の口座にその利用料等（振り込み手数料を含みます）を振り込むものとします。

第 28 条（契約解除に伴う違約金）

1. 本サービスの利用契約成立後、本サービスの提供開始日までに、契約者から解除の申し出があった場合、または、契約者の責めに帰すべき事由により当社が本サービスの利用契約を解除した場合、契約者は、契約期間の残余期間に相当する月額費用の合計額を違約金として支払うものとします。
2. 契約者は、最低利用期間の満了前に利用契約が解除された場合（第 18 条 第 2 項又は第 3 項の規定による解除を除きます。）は、解除日の翌日から 最低利用期間満了日までの期間に対応する QT PRO Cloud サービスの月額使用料に相当する額を、違約金として一括して直ちに当社に支払うものとします。

第 4 章 データ・ソフトウェア等の取り扱い

第 29 条（データの取り扱い）

1. 契約者は、自己の責任において、第三者との関係における契約者サービス及び契約者が仮想サーバ等に保有するデータの管理・運営をおこなうものとします。
2. 契約者は、契約者が利用している仮想サーバ等において、悪意のある第三者が、契約者の仮想サーバ等を利用し犯罪または不正を行った場合などを含め、一切の行為及びその結果について、その行為を契約者がなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。
3. 当社は、契約者に付与された ID 等 を用いて本サービスを利用した記録もしくは実績について消去しません。なお、契約者の過誤により発生した利用記録、実績において、契約者から消去の請求があった場合においても、当社は その利用記録および実績を消去しません。
4. 当社は、契約者が仮想サーバ等に保有するデータについて、滅失、毀損、漏洩、その他の事由により

本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、何ら保証せず、いかなる責任も負わないものとします。

5. 契約者は、利用する仮想サーバ等に係る紛争等は自己の責任において解決するものとし、当社又は第三者に迷惑を掛けず、何らの損害を与えないものとします。

第 30 条 (契約者のデータの権利)

契約者が契約者の仮想サーバ等に保有するデータの著作権法上の権利は、契約者に帰属するものとします。但し、当社はこれらの権利を保護する義務を負わないものとします。

第 31 条 (ソフトウェアの著作権等)

1. 当社が準備するソフトウェア (オープンソースソフトウェアを含みます。) については、当社は契約者へ販売を行うものではなく、現時点で一般に入手可能なものを契約者に代わりに本サービス上へ準備するものとします。これらの各ソフトウェアの権利は各々の著作権者に帰属するものであり、当社はいかなる権利譲渡の代行を行うものではありません。
2. 契約者は、当社により準備されたソフトウェアを本サービス利用の目的にのみ利用することができ、これ以外の目的での利用はできません。

第 32 条 (運用管理・データの利用等)

当社は、業務上必要な復旧、保守、確認作業等を目的として、契約者の仮想サーバ等に管理者権限をもってログインできるものとします。また、当社はサーバ設備の故障 または停止の復旧等の設備保全、サービスの維持運営のため、契約者の仮想サーバ等のデータを確認し、または複写、複製することがあります。

第 33 条 (ソフトウェアの更新等)

当社は、本サービスの提供に必要なソフトウェアについて、必要と判断した場合に限り、バージョンアップや修正などの措置を実施できるものとします。

第 34 条 (データ・ソフトウェア等の消去)

1. 当社は、第 17 条 (当社が行う利用契約の解除) 及び第 18 条 (契約者が行う利用契約の解除) により利用契約を解除した後、本サービス用設備等のデータ領域に登録又は蓄積されたデータ等を削除します。なお、これによる契約者の直接並びに間接の損失及び損害等に対して、当社は責任を負わないものとします。
2. 当社は、契約者が第 16 条 (提供の停止等) 第 1 項に該当する場合は、契約者に対し何らの通知なく仮想サーバ等に蓄積しているデータの削除を行うことがあります。
3. 当社は、前二項に基づくデータの削除に関し、いかなる責任も負いません。

第5章 雑則

第35条 (割増金)

契約者は、第10条(契約事項の変更)に規定する利用契約の内容の変更に関する届出を行わず QT PRO Cloud サービスを利用し、料金等の支払いを不法に免れた場合、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を、割増金として当社に支払うものとします。

第36条 (遅延損害金)

契約者は、QT PRO Cloud サービスの料金等又は割増金を請求書に指定する支払期日までに支払わないときは、支払期日の翌日から起算して支払いの日までの期間 について、未払額に対し年 14.5%の割合で算定した額を、遅延損害金として当社に支払うものとします。

第37条 (端数処理)

この利用規約の規定に基づき金額の計算をした場合に、その計算結果に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

第38条 (原状回復)

1. 契約者は、第17条(当社が行う利用契約の解除)及び第18条(契約者が行う利用契約の解除)により利用契約が解除された場合、契約者の責任において契約者の設備を速やかに撤去し、当社が提供した設備を原状に回復するものとします。
2. 契約者が、前項の期間内に設備の撤去や原状回復を行わない場合、当社は、自らこれを行うことができるものとします。第18条(契約者が行う利用契約の解除)に規定するOCFリソース削除を契約者自らが行わなかった場合、当社はこれに要する費用の全額を契約者に請求するものとします。またそれ以外に必要な設備の撤去や原状回復を行わない場合当社は、これに要する費用の全額及び契約解除の日の翌日から設備の撤去及び原状回復が完了した日までの間のその利用契約に係る QT PRO Cloud サービス時間従量課金及び月額上限料金に相当する損害金を契約者に請求できるものとします。

第39条 (免責)

1. 当社は、契約者が QT PRO Cloud サービスの利用に関して被った損害については、理由の如何を問わず(当社の責に帰すべき事由により、QT PRO Cloud サービスの 利用が一部又は全部できない状態を生じた場合を含みます)、何らの賠償責任を負わないものとします。
2. 本サービスの中断・停止等により、利用者に損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。また、中断・停止等の原因調査の結果等を個別に回答する義務、ならびに調査報告書等を提出する義務も負わないものとします。

第 40 条 (機密保持)

当社は、捜査機関等から適法な手続きにより情報開示の請求があった場合を除き、利用契約の履行に際して知り得た契約者の業務上の機密（通信の秘密を含みます。）を、契約者の事前の承諾なしに、業務委託会社以外の第三者に開示しないものとします。

第 41 条 (当社による編集・出版)

当社は、契約者の承諾を得た上で、契約者の情報を抽出、再編集して、当社のホームページ、書籍などの出版物又は放送媒体を通じて発表することがあります。この場合、一切の権利は当社に帰属するものとします。

第 42 条 (契約者への通知等)

1. この利用規約に基づき当社が契約者に対して行う通知その他の連絡（以下、本条において「通知等」といいます。）は、この利用規約に特に定めのない限り、郵便、FAX もしくは電子メール等により契約者が当社に届け出ている連絡先に宛てて行うか、又は当社ホームページ上で掲示するものとします。
2. 前項の規定により当社が、契約者が当社に届け出ている連絡先に通知等を行い、その連絡先が事実とは異なるために通知等が契約者に到達しなかった場合は、その通知等が通常到達すべきときに契約者に到達したものとみなします。また、通知等を電子メールにより行った場合は、当社が電子メールを発信した時点、ホームページへの掲載により行った場合は、契約者がホームページを閲覧することが可能となった時点で通知等が行われたものとみなします。

第 43 条 (反社会的勢力の排除)

1. 当社および契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって 次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。
 - (1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること。
 - (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
 - (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
 - (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。

- (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること
2. 当社および契約者は、契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。
- (1) 第1項に違反したとき。
 - (2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき
 - ①当社もしくは当社の委託先に対する暴力的な要求行為
 - ②当社もしくは当社の委託先に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③当社もしくは当社の委託先に対する脅迫的言辞又は暴力的行為
 - ④風説を流布し、又は偽計もしくは威力を用いて、当社もしくは当社の委託先の信用を毀損し、又は当社もしくは当社の委託先の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為。
3. 当社および契約者は、前項の規定により本契約を解除した場合、契約者に損害が生じても、これを賠償する一切の責任を負わないものとします。また、かかる解除により当社 または契約者に損害が生じたときは、解除された方はその損害賠償請求をすることを妨げません。

第 44 条（個人情報等の保護）

1. 契約者は、当社（業務委託先を含む）が本サービス提供のため、提供の過程において契約者情報、各設定情報、および本サービスで閲覧できる各機器の利用状況（以下、これらを個別に又は総称して「個人情報」という。）を知り得ることについて、同意していただきます。
2. 当社は、契約者の個人情報を、「プライバシーポリシー（<http://www.qtnet.co.jp/privacy/>）」に基づき、適切に取り扱うものとします。
3. 当社は、契約者の個人情報を、「プライバシーポリシー（<http://www.qtnet.co.jp/privacy/>）」に記載する利用目的の範囲内で利用します。
4. 当社等は、前項の利用目的に必要な範囲内で、契約者の個人情報を業務委託先に預託する場合があります。
5. 当社は次の各号を除き、契約者以外の第三者に契約者の個人情報を提供しないものとします。
 - (1) 契約者の同意がある場合
 - (2) 契約者のサービス利用に係る債権・債務の特定、支払いおよび回収のため必要な範囲で金融機関に個人情報を開示する場合
 - (3) 裁判官の発付する令状により強制処分として捜査・押収等がなされる場合
 - (4) 法律上の照会権限を有する公的機関からの照会がなされた場合、その他法令に基づいて提供する場合
 - (5) 緊急避難または正当防衛に該当すると当社が判断した場合
6. 当社は、利用契約が終了し、当社所定の保存期間が経過した時点で、契約者の個人情報を消去するものとします。ただし、当社所定の保存期間の経過後においても、当社が法令により保存する義務を負う場合は、かかる義務の履行に必要な範囲で当該情報を保持することができるものとします。

第 45 条（合意管轄裁判所）

契約者と当社の間での訴訟の必要が生じた場合、福岡地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

附 則 この利用規約は、2026 年 3 月 1 日から実施します。